

相模原市監査委員公表第19号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第4項の規定に基づき、市立小・中学校の定期監査を行ったので、同条第9項の規定により、その結果を次のとおり公表する。

平成28年7月8日

相模原市監査委員 八木 智 明

同 坪井 廣 行

同 加藤 明 徳

同 寺田 弘 子

1 監査の種類

地方自治法第199条第4項の規定に基づく定期監査

2 監査の日程

平成28年4月28日から同年7月7日まで

3 監査の調査対象及び項目

小・中学校(向陽小学校、谷口台小学校、東林小学校、くぬぎ台小学校、上溝南小学校、二本松小学校、弥栄小学校、根小屋小学校、相陽中学校、田名中学校、旭中学校、大野南中学校)において、平成27年度(平成28年5月末日まで)に執行した次に掲げる事務を対象として、抽出により行った。

- (1) 児童・生徒の安全確保について
- (2) 現金等の管理について
- (3) 再配当予算の執行について

4 監査の着眼点

次の主な着眼点に基づき監査を行った。

- (1) 児童・生徒の安全確保について
 - ア プールの維持管理は安全確保の観点から適切に実施されているか。
 - (ア) 使用期間前後の点検及び使用期間中の日常点検は適切に実施されているか。
 - (イ) 点検結果記録及びプール管理日誌の保管は適切に行われているか。
 - (ウ) 点検に係る委託業務は適切に実施されているか。
 - (エ) プール修繕は適切に実施されているか。
 - イ 理科薬品、プール薬剤の管理は安全に保管するなど適正に行われているか。
- (2) 現金等の管理について
 - ア 現金の管理及び出納は適正に行われているか。
 - イ 切手・はがきの管理は適正に行われているか。
- (3) 再配当予算の執行について
 - ア 予算の執行は適正に行われているか。

5 監査の主な実施内容

小・中学校及び教育委員会から提出された関係書類、資料等に基づき、抽出により書面調査及び聞き取り調査を行った。また、平成28年6月1日、2日、3日及び6日に現地調査を実施した。

6 監査の結果

(1) 指摘事項

ア プールの維持管理について調査したところ、次のような不適正な事例が見られた。

(ア) プールにおける日常点検結果を記録するプール管理日誌は、必要な項目を満たした内容であれば、独自の様式を使用することができるとされているが、向陽小学校、東林小学校、二本松小学校、弥栄小学校及び根小屋小学校において、日常点検において検査することが必要とされている「pH値」や「透明度」を記載する欄が欠けている独自の様式を使用したことにより、これらの項目について点検したことが確認できなかった。

また、教育委員会で定めた様式を使用している学校においても、相陽中学校及び大野南中学校ではプール使用期間中「pH値」を記載しておらず、田名中学校では未記入の項目が散見された。

プールにおける環境衛生については、国から示された「学校環境衛生基準」(平成21年文部科学省告示第60号)を踏まえて、市教育委員会が同時期に改正を行った「児童生徒が安全かつ衛生的に水泳授業等が受けられる学校プール環境を実現すること」を目的とする「相模原市立小中学校プール保健衛生管理事業実施要領」(平成5年5月6日施行。以下「実施要領」という。)において、プール管理日誌を作成し、遊離残留塩素濃度、透明度、水素イオン濃度等を記録し、日常の管理状況を明確にしておくよう規定している。

小・中学校のプールについては、平成27年2月に実施した事務監査において、プール使用期間前後の点検や日常点検の結果を記録していない小・中学校が多数見られたため、点検結果を適切に記録、保存するとともに、記録した状況を把握するよう指摘したところ、平成27年4月に教育環境部長から「水泳プールの安全管理について」が各小・中学校長

に対し通知され、プールの検査項目、基準、プール管理日誌の様式等が示されているが、プール管理日誌については、この通知に示した項目を満たした内容であれば、独自の様式も使用できるとされていた。

その後、平成27年9月に教育委員会委員長から「日常点検等の点検結果の記録状況とプール管理日誌の保存状況等の実態把握につきましては、学校保健課が小中学校を訪問した際には現地確認を行うとともに、全校を対象に、プールの使用が終了した時点の記録・保存状況に関する調査を行い、プール使用が終了した学校については、実態を把握し、適正に管理されていることを確認しました」との通知を受け、その内容について同年10月に監査委員として広く市民に公表したところである。

しかしながら、今回の定期監査において、プール使用期間中に実施する日常点検に関し、多くの小・中学校で、改善措置通知の内容と異なる実態であったことは、日常点検に対する意識が欠如していることを示しており、極めて遺憾である。

今後は、プールの日常点検の重要性を再認識するとともに、検査項目について確実に検査を実施することにより、児童・生徒の安全かつ衛生的な学校プール環境の確保を図られたい。

(イ) 田名中学校のプール管理で使用している次亜塩素酸ソーダについて、プール薬剤在庫管理簿には平成27年7月12日の残量は「16」と記載されていた。その後、7月29日の納入数は「20」、7月30日の使用量は「3」、残量は「17」と記載されており、この間における16本の使用の経過が不明となっていた。

塩素系消毒薬である次亜塩素酸ソーダは酸性の薬剤と混ぜると有毒な塩素ガスが発生し、また、眼に入ると角膜が溶けるなど人体にとって有害な薬剤であることから厳重な管理が求められており、平成27年度は4月に教育環境部長から「水泳プールの安全管理について」、7月に学校保健課長から「プール薬剤の適正な取扱い及び管理の徹底について」が各小・中学校長に対し通知されている。

また、プール薬剤の管理については、平成26年度の定期監査においても、プール薬剤在庫管理簿を作成していない事例や、適切に記載されて

いない事例が見られたことに対し、注意事項としたところである。

しかしながら、今回の定期監査において、プール薬剤の管理について、使用状況の記録を怠る不適正な事例が再度見られたことは極めて遺憾である。

今後は、プール薬剤の管理に当たっては、安全に管理することの重要性を改めて認識し、在庫管理簿で常に使用状況と在庫数を明確にするとともに、薬剤の保管状況等を定期的に確認するなど、適正な管理を徹底されたい。

(ウ) 田名中学校のプールの排水口について、配管の取付口の吸い込み防止金具が設置されていなかった。さらに、金属性の枠に蓋を取り付け、重さで浮かないよう加工した蓋を使用していた。

プールの排水口に関する事故を防止するため基本的事項等について国から示された「プールの安全標準指針」(平成19年3月文部科学省・国土交通省策定)では、「排水口の蓋等をネジ、ボルト等で固定させるとともに、配管の取り付け口には吸い込み防止金具等を設置する等、二重構造の安全対策を施すことが必要である」とされている。また、「蓋等は、重みがあっても水中では浮力により軽くなることや、子どもが数人で動かしたと考えられる事例があることから、ネジ、ボルト等により固定されることが必要である」とされている。

プールの排水口については、過去に他市において死亡事故が発生するな

排水口写真



配管取付口(左側面矢印部分)



排水口の蓋

(平成28年6月17日撮影)

ど重大事故につながる危険箇所であることから、平成27年度は4月に学校施設課長から「プール排水口の点検について」、5月に学校教育課長から「水泳等の事故防止について」が各小・中学校長に対し通知され、ボルト等で確実に固定取付けされていることを確認するよう求められている。

しかしながら、田名中学校の状況は二重構造の安全対策や蓋の固定取付けがなされているとは言い難い状況であったことは極めて遺憾である。

今後は、排水口周辺が死亡事故などの重大事故につながる危険箇所であることを再認識し、安全対策を徹底することにより生徒の安全確保を図られたい。

(2) 注意事項

現金等の管理について調査したところ、次のような不適切な事例が見られた。

ア くぬぎ台小学校の学校教育研究委託事業の現金の管理において、預金口座から現金を必要の都度払い戻すことなく、立替状態が6か月以上続いている事例が見られた。

イ 弥栄小学校の学校教育研究委託事業の現金の管理において、預金口座から現金を必要の都度払い戻すことなく、一度に全額を払い戻し、学校内で4か月以上現金を保管している事例が見られた。

今後は、預金通帳で収支管理を行うとともに「相模原市学校財務事務取扱要領」等に基づき、出納について適正に事務を執行するよう注意する。

(3) 各小・中学校におけるその他の事務の執行は、おおむね良好と認められた。

7 意見

児童・生徒が水泳等で利用する学校プールは、子どもたちが安心して利用できるよう安全性を確保することが、必要不可欠であることは言うまでもない。

プールの安全管理については、過去に他市で発生したプールの排水口の吸い込みによる死亡事故を契機に、国において「プールの安全標準指針」が策定された。このほか、学校における環境衛生に係る事項について、児童・生徒等の健康を保

護する上で維持されることが望ましい基準として「学校環境衛生基準」も示され、これらを受け本市の教育委員会においても、「児童生徒が安全かつ衛生的に水泳授業等が受けられる学校プール環境を実現すること」を目的として、実施要領を定め、安全管理に取り組んでいる。また、実施要領においては、プール薬剤の管理について「管理台帳を備え、使用量、残量等を適正に管理する」ことが求められている。

こうしたことから、教育委員会から各小・中学校長宛てに毎年度、プール薬剤の適正な管理について通知が出されている。また、プールの排水口の点検等安全管理に関する注意喚起の通知がなされるとともに、学校に対してプールの排水口の蓋の固定状況の写真やプール使用期間前後における点検票の提出などを求めている。

しかしながら、学校において、プール薬剤の適正な管理が確認できない事例や排水口の安全管理が徹底されていない事例が見られた。また、教育委員会においても、各小・中学校の排水口について安全対策を把握していない状況が見られたことは、学校プールの管理の安全性に対する信頼を揺るがしかねないものである。

教育委員会は、各小・中学校におけるプール薬剤の適正な取扱い及び管理について再度周知徹底を図るとともに、排水口の安全対策について早急に実態を把握し、不備が見られた場合には至急改善を図られたい。

今後は、教育委員会と各小・中学校が、プールの維持管理のあり方が児童・生徒の安全に関し極めて重要であるという共通認識に立ち、強い危機感を持って日常点検などの安全対策を確実にを行い、一丸となって、児童・生徒の安全確保の徹底を図ることにより管理監督責任を果たされたい。